

葛尾村税等口座振替(新規・変更・廃止)依頼書

→ 該当する項目に○印をつけてください。

取扱金融機関 御中

私は次のとおり口座振替を依頼します。

申込年月日		年 月 日	振替開始年月	年 月 日	
納入義務者	フリガナ				印
	納入義務者名				
	住所				
	生年月日	大・昭・平・令	年	月 日	
	電話番号	— —			

口座名義人	フリガナ				印
	氏名				
	住所				
銀行名	金融機関(※)	1 福島さくら農業協同組合		2 株式会社東邦銀行	
	金融機関コード	●●●●	●●●●	支店名	本店 支店
	口座種別	1 普通	2 当座	3 その他	口座番号(右づめ)

※口座振替を希望する銀行名を○で囲ってください。

申込内容	科目	納付方法	
	村県民税・森林環境税	一括・期別	
	固定資産税	個人分	一括・期別
		共有分	一括・期別
	軽自動車税	全期	
	国民健康保険税	一括・期別	
	簡易水道料金	毎月	
	村営住宅家賃	毎月	
介護保険料	期別		
後期高齢者医療保険料	期別		

※申込に際し、裏面確約事項をよくお読みいただき、ご記入ください。

金融機関使用欄				受付日附印
〈取りまとめ店舗〉 東邦銀行:浪江支店 福島さくら農業協同組合:葛尾支店				
備考				

確約事項

- 1、振替日は、原則として納付書に記載されている納期限の直前の25日とします。ただし、福島さくら農業協同組合をご利用の場合は、振替日を納期限の直前の28日とします。
- 2、預貯金の払出手続きについては、当座勘定又は預貯金規定にかかわらず、当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出を一切省略しますので、貴店所定の方法で処理してください。
- 3、口座の残額が振替日において納入通知書の金額に満たない場合は、私に通知することなく振替を行わなくても異議ありません。
- 4、振替日において預貯金口座残高不足等の理由により振替できなかった場合は、改めて一般の納付方法により納付いたします。
- 5、領収書は、振替納入済通知書若しくは、預金通帳への記帳により省略されて、差し支えありません。
- 6、口座振替を依頼した村税等に還付金が生じた場合は、指定預金口座へ振り込んでください。
- 7、この契約は、貴店及び葛尾村が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議ありません。
- 8、口座振替について紛議が生じても貴店及び葛尾村には一切迷惑をかけません。